# ISMS適用範囲基準

## 改訂履歴

Rev	改廃内容	実施日	作成者	承認日
1.0	新規作成	2005/04/01	情報セキュリティ	2005/3/14
			委員会事務局	
1. 1	対象とする事業範囲を明記	2005/11/1	情報セキュリティ	2005/10/26
			委員会事務局	
1.2	5. 本文書の改訂	2008/10/30	情報セキュリティ	2008/10/29
	本文書の改訂承認者 社長→副社長		委員会事務局	
1.3	名称変更	2010/04/01	情報セキュリティ	
	ISMS 適用範囲定義書→ISMS 適用範囲		委員会事務局	
	基準			
1.4	改訂承認の記述削除等	2010/08/31	情報セキュリティ	
			委員会事務局	
1.5	ISMSの適用範囲について各種資料	2019/11/01	情報セキュリティ	
	等を引用することでより明確にする。		委員会事務局	

#### 1. 文書の位置付け

本文書は ISMS 認証を取得するために、ISMS の適用範囲を定義するものである。 本文書の承認および改訂は、改訂履歴の頁に記す。

### 2. 対象とする組織

当社内で業務履行する全従業員を対象とする。 (詳細は総務部資料「機構図」、および社内ポータルサイトを参照)

#### 3. 対象とする場所

以下の場所を対象とする。 三重県津市栗真町屋町401番地の8

#### 4. 対象とする事業

三重県下JA情報システムの開発、保守及び運用にかかる事業を対象とする。

#### 5. 対象とする資産

以下の資産を対象とする。

- ・契約書(書類およびサーバ上の電子ファイル)
- ・社内規程文書(書類およびサーバ上の電子データ)
- ・操作、保守手順書(書類およびサーバ上の電子データ)
- ・システム文書(書類およびサーバ上の電子データ)
- ・アプリケーションソフトウェア、基本ソフトウェア、ソリューション・パッケージ
- ・コンピュータ装置、通信装置、磁気媒体、および関連機器、設備(空調、電源など)

(詳細は、運用部資料「マシン室管理台帳」、「情報センターネットワークセグ メント概要図」、総務部資料「施設管財対応時期一覧表」を参照)

・システム開発・保守、情報処理サービス、システムマネジメントサービス、ネットワークサービス、ヘルプデスクサービス

#### 6. 本文書の改訂

本文書は、以下のいずれかの条件で見直す。

- セキュリティポリシーの改訂
- ・対象とする組織、資産、情報処理施設/設備などの変更
- ・重大なセキュリティ問題の発生
- ・セキュリティ上の新たな脅威の発生
- ・1年に1度